茨城縣のは十二月二十五日限り小作料を支拂ふべしと條件を付けられてあつた其の日が來ても天候が惡くて拂へなかつた支拂はぬ氣持は全く無かつたが只天候の爲めに拂へなかつたのである

新潟縣では一石支拂ふべき所に九斗五升持つて行つた其處で地主が調停條件不履行で土地回收を申立てたから執達吏が之を執行した小作人達は僅か五升位な所を土地回收とは酷い遣り方だと言ふて願を立てゝ遂に犧牲迄出て居るのである

調停條件不履行で地主が裁判所に執行手續を取つた時は裁判所は小作人に疏明を許す事になつて居る其處で吾々の杉山元次郎委員長か裁判所へ行つて調停條件不履行で地主が土地回收を申立てた場合は小作人に疏明を許すことになつて居るが何故裁判所は許して吳れなかつたかと詰つた結果今後は事情の許す限り疏明を許すことに致さうと言つて裁判所が小作人の立場を良く理解して吳れ